

もっと

「歩きたくなるまち」へ



ほこみち

開始しました



市では、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を推進するため、戸田駅西口駅前周辺エリアで「歩行者利便増進道路(ほこみち)」制度をスタートします。

■問い合わせ 道路管理課(内線352)

ほこみちって?

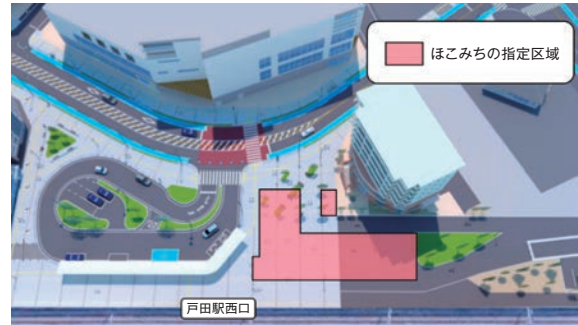
「歩行者利便増進道路」の愛称です

道路を歩行者にとって「もっと安心して歩いて楽しく過ごせる“みち”にしたい」という願いが込められています。

ほこみち制度により「道路空間をまちの活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、まちなかの「ほっこり」する空間を創出でき、これまでの通行を中心とした道路から、人の滞在もしやすい道路空間へと変わります。

ほこみち制度のメリット

- ・道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用することができます。
- ・制度が適用された場所では、除草や清掃など、道路の維持管理の協力も行う場合、**占用料が90%減額**されます。



戸田駅西口駅前交通広場で「ほこみち」がスタートします

ほこみちで できること



道路管理者(市)が指定したほこみちの区域では、利用者は、通行を妨げない範囲で歩行者のためになるものを置くことができます(道路法では「占用」といいます)。



これまでの実証実験の様子



サンキューマザーフェス
(令和4年5月開催)



とだろコピクニック
(令和5年11月開催)

ほこみちで設置できるもの

- 広告塔、ベンチ、街灯、電飾、ちょうちん、ランプ、フラワーポット、音響機材(スピーカーなど)
- 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- 食事施設、購買施設
(テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む)
- レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- イベント用に設けられる露店、商品置場、ステージ、やぐら、観客席
(テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む)

※沿道のにぎわい創出・街の活性化などにつながるもの

ほこみち 利用事業者を 募集中!



利用時間：[通常] 午前9時～午後9時
[イベント] 午前8時～午後9時

占用期間：最短1日から最長3年間まで(3年ごとに更新可能)

申込：詳しくは、市ホームページまたは、道路管理課まで。

